

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和3年度里親制度普及啓発促進業務委託	R3.5.6	島根県社会福祉士会 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	1,072,000	第167条の2第1項 第2号	青少年家庭課	当該業務の遂行にあたっては、里親制度や社会的養育の推進について十分な理解と発想・企画力が必要であり、里親と共働して実施する必要がある。 里親養育包括支援事業(国補)を活用して当該業務を実施するが、事業の実施者として社会福祉士等の有資格者の配置が勧められており、将来的には配置が義務化されることが予想され、有資格者の確保が必要である。 また、当該業務の安定的な実施、将来的な里親支援業務の委託拡大のためには、個人ではなく、組織、団体に委託する必要がある。 以上のことから、当該業務を履行できるのは、県内においては、里親や児童養護施設職員も所属し、日頃から児童福祉や社会福祉事業に携わる島根県社会福祉士会しかないため。	
令和3年度島根県子育て支援員研修事業	R3.5.17	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介	6,358,000	第167条の2第1項 第2号	子ども・子育て支援課	第167条の2第1項第2号のとおり、研修の質の確保という面から競争入札に適していないため。	